

## 税関総署が2018年第191号公告を公布、分公司の輸出入業務が解禁に

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年12月7日、税関総局より「通関単位登記管理の最適化を進めることに関する公告」(2018年第191号、以下、「本公告」)が公布され、分公司による輸出入業務が解禁されました。2019年2月1日から施行されます。

### 1. 政策の背景

国務院による「放管服(行政の簡素化・監督管理の強化・サービスの最適化)」改革方針に基づき、企業経営の負担を軽減する為に、税関総署は2018年5月、通関規制を整備するべく、「税関総署第240号令<<通関総署が部分規定を修正する決定>>」を公布しました。今般、全国通関一体化、及び税関業務の全面的な融合の一環として、通関登記手続の更なる簡素化、及び企業取引コスト削減を目的に、240号令を補完する位置付けで本公告を公布しました。

現時点で中米貿易摩擦も収束しておらず、中国政府は影響を払拭するために、2018年8月以降一連の貿易促進策(輸入関税引き下げ、輸出税金還付率引き上げ、輸出入通関・税金還付手続簡素化・時間短縮化など)を打ち出しました。税制・手続簡素化などにより、対米以外での貿易取引拡大を企図するものといえます。

今回の分公司による輸出入業務の解禁も、貿易摩擦に起因した貿易促進策の一環であるとの見解も多くみられます。分公司は法人格を持たないため、今までは税関での登録申請が行えず、分公司名義の輸出入も実質不可能となっていました。本件後、分公司による輸出入が解禁され、中国の輸出入拡大・貿易活性化に寄与することが期待されます。

### 2. 本公告の主要内容

本公告において、輸出入貨物入出荷人(総公司)は分支機構(分公司)所在地の税関にて備案登記手続を実施後、分支機構(分公司)は全国税関で輸出入通関業務を展開できることを初めて明文化しました。

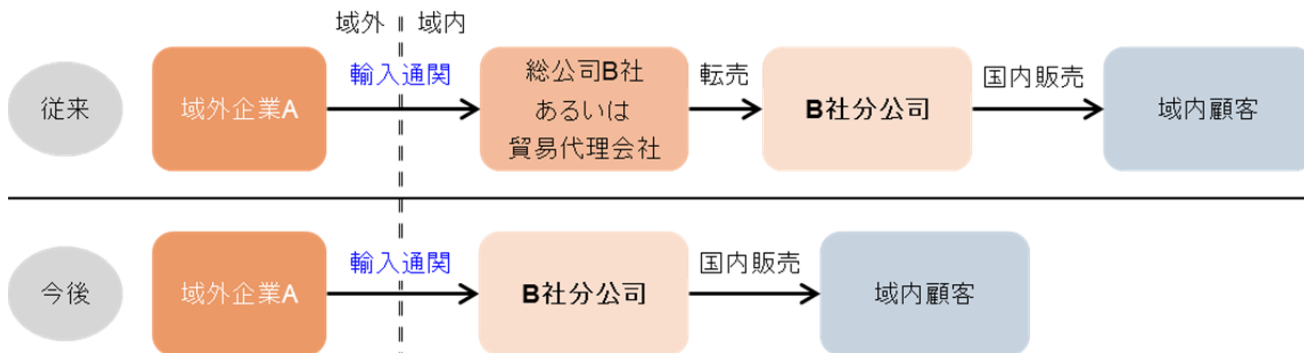
【図表1】 <本公告実施前後の比較>

通関主体	本公告前	本公告後
輸出入貨物の入出荷人の分公司	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 分公司は税関備案登記不可</li> <li>▶ 輸出入通関業務は総公司名義でのみ実施可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 分公司も税関備案登記が可能に</li> <li>▶ 総公司より分公司所在地の税関にて備案登記手続を実施後、分公司は全国税関で輸出入通関業務を展開可能に</li> </ul>
通関企業の分公司	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 備案した税関エリアで通関業務を展開可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国税関で通関業務を展開可能</li> </ul>

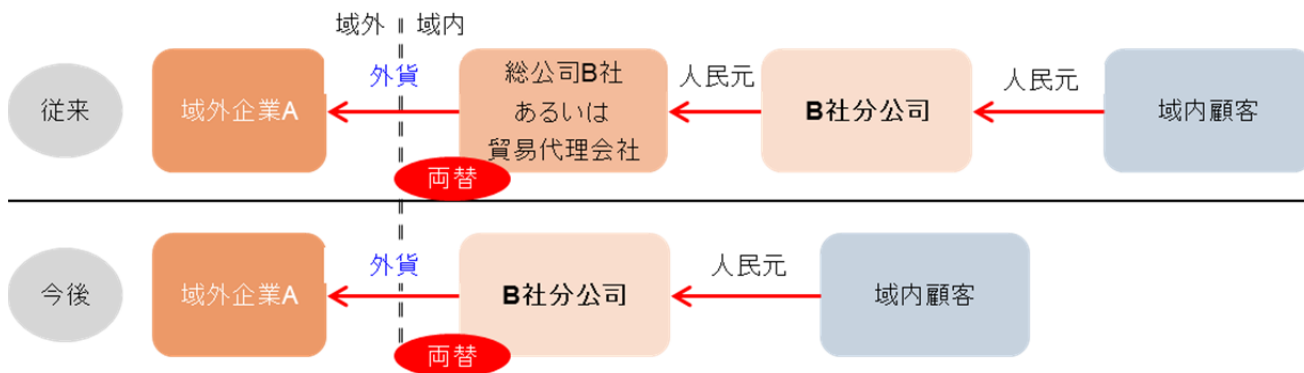
本件後、分公司名義での輸出入が可能となることから、現地法人の既存輸出入取引における物流、資金流を見直すことも可能となります。

【図表2】 <例：輸入の場合のイメージ図>

**物流**



**資金流（例：外貨決済の場合）**



**3. 企業への影響**

本公告施行後、分公司は全国エリアで輸出入通関業務が実施可能となるため、分公司の柔軟な活用が注目されます。特に総会社と分公司間で行われる転売プロセスが不要となることや、複数の貿易会社を保有する企業グループでは現地法人の統合による経営コストの削減など、経営面への効果が期待されます。

分公司名義での輸出入業務を実施するには、税関部門での税関備案手続きだけでなく、他部門の手続きも完了する必要があります。例を挙げると、対外貿易経営者備案登記（商務部門）、貨物貿易外貨収支リスト登記（外貨管理局）などです。

商務部は2019年2月27日に「対外貿易経営者備案登記の最適化を進めることに関する通知」（商貿函〔2019〕72号）を公布し、分公司に対する対外貿易経営者備案登記手続きも合わせて明文化しました。現状、他部門も本件の関連通達を公布する可能性あり、実務面での取扱いについて当局動向を注視していく必要があります。引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>海关总署公告 2018 年第 191 号</b> <b>(关于进一步优化报关单位登记管理</b> <b>有关事项的公告)</b></p> <p>为落实“放管服”改革要求, 根据全国海关通关一体化关检业务全面融合工作部署, 海关总署决定进一步优化报关单位登记管理, 简化相关登记手续, 降低企业制度性交易成本, 现将有关事项公告如下:</p> <p>一、关于进出口货物收发货人及其分支机构从事报关业务, 进出口货物收发货人依法设立的分支机构可以办理进出口货物收发货人分支机构备案, 由进出口货物收发货人凭《报关单位情况登记表》向分支机构所在地海关申请办理。进出口货物收发货人及其在海关备案的分支机构可以在全国办理进出口报关业务。进出口货物收发货人应当对其分支机构的行为承担法律责任。</p> <p>二、关于报关企业及其分支机构从事报关业务, 报关企业及其在海关备案的分支机构可以在全国办理进出口报关业务。报关企业应当对其分支机构的行为承担法律责任。</p> <p>三、关于临时注册登记 申请人办理海关临时注册登记的, 凭《报关单位情况登记表》和非贸易性活动证明材料即可向海关申请办理。 本公告自 2019 年 2 月 1 日起施行。 特此公告</p>	<p style="text-align: center;"><b>税関総署公告 2018 年第 191 号</b> <b>通関単位登記管理の最適化を</b> <b>進めることに関する公告</b></p> <p>「放管服（行政の簡素化・監督管理の強化・サービスの最適化）」改革方針を徹底して実行する為に、全国通関一体化及び税関業務の全面的な融合の方針に基づき、税関総署は、通関企業登記管理を最適化し、関連登記手続の更なる簡素化、制度による企業取引コストの低減を図る為に、以下の諸事項を公告する。</p> <p>一、輸出入貨物入出荷人及びその分支機構の通関業務に関して、輸出入貨物入出荷人の設立した分支機構は輸出入貨物入出荷人の分支機構として備案手続きを実施できる。輸出入貨物入出荷人は「通関単位（企業）状況登記表」を持ってその分支機構所在地の税関にて申請する。輸出入貨物入出荷人及び税関にて備案済の分支機構は全国範囲で輸出入通関業務を行うことができる。輸出入貨物入出荷人はその分支機構の行為に対して法律上の責任を取らなければならない。</p> <p>二、通関企業及びその分支機構による通関業務について、通関企業及びその分支機構は全国範囲で輸出入通関業務を行うことができる。通関企業はその分支機構の行為に対して法律上の責任を負わなければならない。</p> <p>三、臨時登録登記 申請者が通関臨時登録登記を行う際、「通関単位（企業）状況登記表」と非貿易性活動証明材料を以って税関にて申請することができる 本公告は 2019 年 2 月 1 日より施行する。</p>

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室